

補助限度額について

令和元年度幼稚園就園奨励費補助金限度額は、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、**平成 31 年 4 月から令和元年 9 月まで（以下、「前期分」という。）が補助対象期間**となります。

【前期分の補助限度額】

前期分の補助限度額の計算にあたっては、「**下表の補助限度額（年額）×前期分保育料の支払月数÷12（百円未満を四捨五入）**」で算定します。

※ 実際に支払った入園料及び保育料の合計額が前期分の補助限度額を下回る場合は、実支払額を限度とし、入園料及び保育料を次の計算式で算定します。

〔入園料〕 入園料×前期分の保育料の支払月数÷年間在籍月数（百円未満を四捨五入）

〔保育料〕 保育料×前期分の保育料の支払月数

【補助金減免区分及び補助限度額】

表 1 ひとり親世帯等以外の世帯 〔世帯の課税額による区分〕			補助限度額（年額）		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
1	生活保護世帯	兄・姉の年齢制限なし（ただし、同一生計の者に限る）	308,000 円	308,000 円	308,000 円
2a	市区町村民税非課税世帯		272,000 円		
3a	市区町村民税所得割非課税世帯		187,200 円	247,000 円	
4a	市区町村民税所得割課税額が 0 円を超え 77,100 円以下の世帯				
5	市区町村民税所得割課税額が 77,100 円を超え 211,200 円以下の世帯	兄・姉は小学校 1～3 年生	62,200 円	185,000 円	308,000 円
6	上記区分以外の世帯		13,800 円	154,000 円	

表 2 ひとり親世帯等 〔世帯の課税額による区分〕			補助限度額（年額）		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
2b	市区町村民税非課税世帯	兄・姉の年齢制限なし（ただし、同一生計の者に限る）	308,000 円	308,000 円	308,000 円
3b	市区町村民税所得割非課税世帯				
4b	市区町村民税所得割課税額が 0 円を超え 77,100 円以下の世帯		272,000 円		

【注意点】

- 1 世帯の課税額による区分は、**6 月 1 日現在の世帯状況**で決定します。世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。（例：園児の扶養者が祖父の場合、祖父の所得割課税額を合算します。）
- 2 年度途中に入退園及び休園した場合や、吉川市から転出又は吉川市へ転入した場合は、保育料の支払月数に応じて月割りで補助限度額を算定します。（転入前の市区町村で全額支給されている場合は、支給しません）
- 3 所得割課税額については、**住宅借入金等特別控除の適用前**の額を用いて階層を決定します。
- 4 兄又は姉が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特例保育、家庭的保育事業等を利用する就学前児童である場合も、多子計算のカウント対象となります。
- 5 外国から帰国した場合等、市区町村民税が課税されない場合でも、所得証明書類等により所得を把握し、課税額の仮定計算をします。